

注 意 事 項

工事については、次の事柄を守ること。

1 施設の範囲及び設置基準

区 分	区 画		
	4 m ²	6 m ²	9 m ²
墓碑又はこれに類するものの高さ (巻石の高さを含む。)	200cm以内	200cm以内	220cm以内
墓碑等の下台背部と背部境界線の間隔	20cm以上	20cm以上	20cm以上
地蔵の高さ	100cm以内		
囲障の高さ	100cm以内		
その他工作物等の高さ	100cm以内		

備考 五輪塔等の石塔は墓碑とみなす。

- 2 工事の施工に当たっては、周辺との調和を考慮し、工作物等が転倒しないよう措置を施し、他に迷惑を及ぼさないこと。
- 3 植樹及び盛土はしないこと。
- 4 申請に当たっては、当該申請書及び関係書類を2部ずつ提出すること。
- 5 工事完了後、直ちに工事しゅん工届に完成写真を添えて提出すること。
- 6 工事中又はしゅん工検査の結果、違反した事実があるときは、工事の中止又は変更を命ずることがある。